

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け
太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱

令和5年9月27日

告示第109号

（趣旨）

第1条 この要綱は、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用し、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、予算の範囲内でいなべ市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画作成要領（令和4年3月30日環政計発第2203304号）及びいなべ市補助金等交付規則（平成15年いなべ市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を利用して電力を発生させる設備及びパワーコンディショナー、架台その他これに附属する設備をいう。
- (2) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (3) 住宅 常時居住の用に供する家屋をいう（兼用住宅、併用住宅及び共同住宅を除く。）。
- (4) エネルギー起源二酸化炭素 燃料の燃焼で発生し、排出される二酸化炭素をいう。
- (5) 環境価値 温室効果ガスの排出の削減又は吸収という環境の保全に関する付加価値をいう。
- (6) 事業着手 相手方との契約行為をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備とし、当該各号に定める条件を全て満たすものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 増設設備でないこと。
- オ 買替設備でないこと。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、国実施要領別紙2の2. ア（ア）aからdまでに規定する交付要件を満たすこと。

(2) 蓄電池

- ア 前号に掲げる太陽光発電設備と同時に設置する附帯設備であること。
- イ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 増設設備でないこと。
- カ 買替設備でないこと。
- キ 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- ク 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ケ 定置用であること。
- コ 20キロワットアワー以下の蓄電池であること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、国実施要領別紙2の2. ア（イ）に規定する交付要件を満たすこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に自ら所有し、かつ、居住する住宅若しくは住宅の敷地内の倉庫若しくは車庫の屋根に新たに太陽光発電設備の設置を行う者又は市内に自ら居住する目的で補助対象設備が設置された新築の住宅を取得した者であること。
- (2) 前号に掲げる住宅の所在地を住所地として、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が当該住所地にある者であること。
- (3) いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）第3条に掲げる市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していない者であること。
- (4) 補助対象設備について、国、地方公共団体等から他の補助等を受けて事業を実施しない者であること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- (7) 資源エネルギー庁が策定する再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）及び説明会及び事前衆知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。
- (8) 発電した電力量の30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (9) 補助対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (10) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、当該補助金により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (11) いなべ市暴力団排除条例（平成23年いなべ市条例第1号）第2条第2号に該当しない者であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用（税抜き）とする。ただし、当該補助金の交付の決定を受けた日以降に着手する工事に限る。

（補助金の額等）

第6条 補助金の交付の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 太陽光発電設備

70,000円と1キロワット当たりの購入費用（工事費含む・税抜き）とを比較して少ない方の額に発電出力（キロワット表示の小数点以下切捨て）を乗じた額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、乗じることのできる発電出力の上限は、10キロワットとする。

(2) 蓄電池

蓄電池の価格（工事費含む・税抜き）の3分の1の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、1キロワットアワー当たり141,000円（工事費含む・税抜き）の3分の1以内の額（1,000円未満切捨て）を上限とし、乗じることのできる蓄電容量の上限は、20キロワットアワーとする。

2 補助金を交付することができる回数は、1者につき1回（住宅1戸、倉庫1棟又は車庫1棟のうちいずれかに限る。）を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の仕様書
- (4) 誓約書（申請者用）（様式第2号）及び誓約書（施工業者用）（様式第3号）
- (5) 補助対象設備で発電する電力の消費量計画書
- (6) 蓄電池の仕様を確認するための書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

3 市長は、規則第5条の規定により、交付の条件を付することができる。

(事業着手)

第9条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた日から事業着手できるものとする。

(事業着手の特例)

第10条 申請者は、環境省が毎年度いなべ市に通知する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付決定日から起算して90日を経過しない場合（以下この条において「特例期間」という。）において、前条の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知前に事業着手できるものとする。ただし、補助金交付申請書が特例期間までに提出され、提出時において補助対象設備又は補助対象設備が設置された新築の住宅の支払が完了していない場合に限る。

(変更等の承認申請)

第11条 第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金変更承認申請書（様式第6号）に、同様式において定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない計画の変更については、この限りでない。

2 補助対象設備の設置を中止し、又は申請の取下げをしようとするときは、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発

電設備等設置) 補助金中止(取下げ) 承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を適当と認めるときは、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業(個人向け太陽光発電設備等設置) 補助金(変更・中止) 決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。ただし、前項の申請の取下げについては、規則第7条第2項の規定に準ずるものとする。

4 市長は、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができる。

(状況報告書)

第12条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告書)

第13条 申請者は、補助対象設備の設置が完了(中止を含む。)したときは、補助事業の完了の日から30日を経過した日、又は当該補助事業に係る交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業(個人向け太陽光発電設備等設置) 補助金完了実績報告書(様式第9号。以下「完了実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 発電設備の連系に関するお知らせ及び売(買)電契約書等の写し
- (4) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業(個人向け太陽光発電設

備等設置) 補助金額の確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 申請者は、前条の額の確定通知を受けたときは、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業(個人向け太陽光発電設備等設置)補助金交付請求書(様式第11号)を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の再確定)

第16条 申請者は、第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した完了実績報告書を第13条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき完了実績報告書の提出を受けた場合は、第14条に準じて補助金の額の再確定を行うものとする。

3 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分)

第17条 補助金の交付を受けた者(以下「交付者」という。)は、補助金により取得した補助対象設備(取得価格が500,000円未満の太陽光発電設備を除く。)

を、法定耐用年数の期間内において市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供し

(以下「財産処分等」という。)てはならない。

2 交付者は、法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を財産処分等するときは、あらかじめいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業(個人向け太陽光発電設備等設置)補助金財産処分等承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自

己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金財産処分等承認通知書（様式第13号）により、通知するものとする。
- 4 交付者は、前項の規定により承認を受けて補助対象設備を財産処分等した場合において、市長の命令があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 5 前項の規定による補助金の返還を命じられた交付者は、その命令のなされた日から20日以内に返還するものとし、市長は期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第18条 市長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の使用が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（自家消費割合の報告）

第19条 交付者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間を対象としたいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け

太陽光発電設備等設置) 補助金自家消費割合報告書(様式第14号。以下「自家消費割合報告書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとし、計3回報告するものとする。

3 自家消費割合報告書には、同様式において定める書類を添付しなければならない。

(現地調査等)

第20条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(書類の保存期間)

第21条 交付者が当該補助金に係る書類を保存する期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象設備について法定耐用年数の期間を経過しない場合においては、当該法定耐用年数期間の末日の属する年度の末日までとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年6月18日告示第101号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により調整した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、使用することができる。

附 則(令和7年5月22日告示第96号)

この告示は、令和7年5月22日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 22 日 告示第 86 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 5 月 22 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により調整した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、使用することができる。

年 月 日

いなべ市長 様

申請者 氏

住所

ふりがな

氏名

連絡先 TEL

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付申請書

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金の交付を受けたいので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1	設置場所（住所）	三重県いなべ市		
2	設置区分	1 既存建物	2 新築建物	3 建売住宅
3	対象設備の区分	1 太陽光発電設備		
		パネル	発電出力	kW
		パワコン	発電出力	kW
		2 蓄電池		
			蓄電容量	kWh
4	見積金額	円（税込み）		
	内訳	太陽光発電設備	円（税込み）	
		蓄電池	円（税込み）	
		その他	円（税込み）	
5	補助対象金額	円（税抜き）		
	内訳	太陽光発電設備	円（税抜き）	
		蓄電池	円（税抜き）	
6	補助金の申請金額	円（千円未満切捨て）		
	内訳	太陽光発電設備	円（千円未満切捨て）	
		蓄電池	円（千円未満切捨て）	
7	事業着手（予定）年月日	年	月	日

8 事業完了（予定）年月日 年 月 日

9 工事施工業者（予定） 事業所名

代表者の氏名

事業所の所在地

事業所の連絡先 TEL

FAX

担当者の氏名

担当者の連絡先 TEL

担当者のメールアドレス

10 宣誓及び同意

この申請に当たっては、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱に定める規定を満たしていることを宣誓するとともに、この補助金の交付に関する事務に必要な範囲内で住民基本台帳関係情報及び地方税関係情報のほか、この申請書及び添付した書類の内容について、いなべ市が関係機関等に調査及び確認をすることに同意します。

年 月 日

申請者氏名

（署名又は記名押印）

11 添付書類

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の仕様書
- (4) 誓約書（申請者用）（様式第2号）及び誓約書（施工業者用）（様式第3号）
※誓約書（施工業者用）は契約後速やかに提出すること
- (5) 補助対象設備で発電する電力の消費量計画書
- (6) 蓄電池の仕様を確認するための書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

誓約書（申請者用）

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FITの認定又はFIP（Feed in Premium））の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給（自己託送）を行わないこと。
- 3 地域住民及び地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 8 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 10 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止並びに自然破壊の防止及び近隣への配慮を行うよう努めること。
- 11 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守し、適切に撤去及び処分（リサイクル、リユース及び廃棄をいう。）すること。
- 12 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
- 13 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- 14 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

- 15 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 16 発電した電力量のうち30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- 17 法定耐用年数が経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。
- 18 補助対象設備に対し、国、地方公共団体等から他の補助金等を受けていないこと。
- 19 自家消費割合報告書を提出すること。
- 20 いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱の各規定を遵守すること。

年 月 日

署名 _____

様式第3号（第7条関係）

誓約書（施工業者用）

様がいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 申請者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないよう説明すること。
- 2 申請者が法的耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないよう説明すること。
- 3 申請者が補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていないことを確認すること。
- 4 地域住民及び地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 5 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
- 6 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 8 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 9 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止並びに自然破壊の防止及び近隣への配慮を行うよう努めること。
- 10 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理及び運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。
- 11 設備の設置後、申請者が対象期間の自家消費割合報告書を提出できるよう協力すること。
- 12 いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱の各規定を遵守すること。

年 月 日

施工業者名 _____

代表者名 _____ 印

（住所）

様

いなべ市長

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1	交付決定金額	金	円
	内訳	太陽光発電設備	円
		蓄電池	円

2 交付の条件等

- (1) いなべ市補助金等交付規則及びいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 法定耐用年数の期間内においては、善良な管理者の注意をもって補助対象設備を適正に使用し、及び管理すること。
- (3) 法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を処分しようとするときには、あらかじめいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金財産処分等承認申請書（様式第12号）を市長に提出すること。
- (4) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。

- (5) 事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する市長からの協力の求めに応じること。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

いなべ市長

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

理由

年 月 日

いなべ市長 様

申請者 氏

住所

ふりがな

氏名

連絡先 TEL

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
 （個人向け太陽光発電設備等設置）補助金変更承認申請書

先に交付決定を受けたいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金について、下記のとおり変更したいので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|--------------------|------------|
| 1 | 交付決定を受けた日 | 年 月 日 | 第 号 |
| 2 | 対象設備 | 1 太陽光発電設備 | 2 蓄電池 |
| 3 | 変更の理由 | | |
| 4 | 変更の内容 | | |
| 5 | 変更後見積金額 | | 円（税込み） |
| | 内訳 | 太陽光発電設備 | 円（税込み） |
| | | 蓄電池 | 円（税込み） |
| | | その他 | 円（税込み） |
| 6 | 変更後補助対象金額 | | 円（税抜き） |
| | 内訳 | 太陽光発電設備 | 円（税抜き） |
| | | 蓄電池 | 円（税抜き） |
| 7 | 変更後補助金の申請金額 | | 円（千円未満切捨て） |
| | 内訳 | 太陽光発電設備 | 円（千円未満切捨て） |
| | | 蓄電池 | 円（千円未満切捨て） |
| 8 | 添付書類 | | |
| | (1) | 設置する太陽光発電設備等の変更見積書 | |

(2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

いなべ市長 様

申請者 〃

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

連絡先 TEL _____ - _____

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金中止（取下げ）承認申請書

先に交付決定を受けたいいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金について、（中止・取下げ）したいので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた日 _____ 年 月 日 _____ 第 _____ 号

2 対象設備 _____ 1 太陽光発電設備 _____ 2 蓄電池 _____

3 中止（取下げ）の理由 _____

様

いなべ市長

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で申請のあったいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金の（変更・中止）について、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 変更交付決定金額 金 円
- 2 承認の条件

年 月 日

いなべ市長 様

申請者 千

住 所

ふりがな

氏 名

連絡先 TEL

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第13条の規定により、設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1	設置場所（住所）	三重県いなべ市
2	対象設備設置完了年月日（領収日）	年 月 日
3	契約金額	円（税込み）
	内訳	
	太陽光発電設備	円（税込み）
	蓄電池	円（税込み）
	その他	円（税込み）
4	補助対象金額	円（税抜き）
	内訳	
	太陽光発電設備	円（税抜き）
	蓄電池	円（税抜き）
5	補助金額	円（千円未満切捨て）
	内訳	
	太陽光発電設備	円（千円未満切捨て）
	蓄電池	円（千円未満切捨て）
6	太陽光発電設備の発電出力	
	パネル	発電出力 k W
	パワコン	発電出力 k W
7	蓄電池の蓄電容量	k W h
8	事業着手年月日（契約日）	年 月 日
9	添付書類	
	(1)	補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
	(2)	補助対象設備の保証書の写し
	(3)	発電設備の連携に関するお知らせ及び売（買）電契約書等の写し

- (4) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（住所）

様

いなべ市長

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金に対し、次のとおり金額を確定したので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1	交付確定金額	金	円
	内訳	太陽光発電設備	円
		蓄電池	円

年 月 日

いなべ市長 様

申請者 氏

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

連絡先 TEL _____

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、
いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発
電設備等設置）補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関の名称	銀行 信用金庫 農協 金庫	金融機関の番号
支店等の名称	本店 支店 出張所	支店等の番号
口座番号	預金種別	
口座名義人（フリガナ）		

年 月 日

いなべ市長 様

申請者 氏

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

連絡先 TEL _____

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金財産処分等承認申請書

先にいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金を受けて設置した下記の設備を、財産処分等したいので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第17条第2項の規定により申請します。

記

1 確定通知を受けた日 _____ 年 月 日 _____ 第 _____ 号

2 対象設備 _____ 1 太陽光発電設備 _____ 2 蓄電池 _____

3 財産処分等の内容

4 財産処分の時期 _____ 年 月 日

5 財産処分の方法

6 財産処分の理由

（住所）

様

いなべ市長

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあったいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金の財産処分等について、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第17条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件

年 月 日

いなべ市長 様

申請者 氏

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

連絡先 TEL _____

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金自家消費割合報告書

このことについて、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（個人向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 確定通知を受けた日 _____ 年 月 日 _____ 第 _____ 号

2 報告期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日まで（ _____ 回目）

3 発電量 _____ kWh（小数点第2位以下切捨て）

4 買電量 _____ kWh（小数点第2位以下切捨て）

5 売電量 _____ kWh（小数点第2位以下切捨て）

6 自家消費量 _____ kWh（小数点第2位以下切捨て）

7 自家消費割合 _____ %（小数点第2位以下切捨て）

8 添付資料

- (1) 上記3～7の発電量等が分かる書類
- (2) 売電がある場合は1か月の売電の明細及び売電相手がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)

様式第11号 (第15条関係)

様式第12号 (第17条関係)

様式第13号 (第17条関係)

様式第14号 (第19条関係)